

術ハ既已ニ備ハリ且ツ盡セリト謂フヘシ今聯合会ノ事務所
カ儼然第十村堤塘ノ頂上ニ立テリト蝦氏勢又タ然ラザルヲ
得ス

川岸堤防ノコト

岩津村ヨリ上流ニ於ケルノ平地ハ川床面ヨリモ十分ニ高キ
カ故ニ水流ヲ防クニ堰塘ヲ設ケズシテ足レリ。岩津ノ地ヨ
リ河島町ニ至ル迄右岸ニ設ケタル堤防ニ就キテハ又タ殊更
ニ論スヘキノ莫ナシ。對岸ニ方リ大久保谷ヨリ出ツル潤水
ノ滾口ニ稍々高起セル野地アリケレ氏年ヲ経テ水ノ浸蝕ス
ルニ由リ今ハ大ニ減少セリ。伊沢市ノ堰ト唱フル堰埭アリ
川内ニ横出ス其麓蓋シ石浸蝕欠崩ヲ除クニ在ランカ其ハ斷
シテ之ヲ防ク能ハス其政何トナレハ前ニモ既ニ述ベシ如ク
堰埭ヲ窺ユル所ノ洪水ハ必ス急飛シテ下ルニ由リ其水勢益
々暴ナルカ為之ナリ部テ川線ニ準シ平行ノ堰ヲ設ケ且ツ之
ヲ卑低ニ作テハ其危害ヲ除クニ最妙ナルベシ
川ノ中流ニ在嶼ノ如キ洲ハ水涯ニ欠崩堰入ノ所數多シ。

既ニ。既に。
儼然。おごそかにけだかいさま。
堰塘。堤防

河島町ニ川島町の事

部テニすべて
ヒライ。低く
卑低。低く
左嶼。水中にあるいさゝ洲

川)の衰退をばん回する望みはすでになくなっていると言え。連
合会の事務所を儼然と第十堰の上に建設していても、「旧吉野川
の」勢いはまたかえらない。

川岸堤防のこと

岩津村(阿波町岩津)より上流における平地は、河床面より十分
に高いために水流を防ぐ堤防を設置しなくともことが足りる。岩津
より川島町に至るまで右岸に設置した堤防については特に問題とす
る所はない。対岸では、大久保谷より流出する谷水の川口にやや高
くなった地点がある。しかし長年の水の浸食により現在は大分小さ
くなっている。

「伊沢市の堰」と称する堰があり、川中に横出している。その作っ
た意図は川岸の浸食・崩壊を防ぐことにあるようだ。しかし、それ
は決してこれを防ぐことはできない。その理由は、何かというと前
にも記したように、堰を越える洪水は急であり、その水勢はますま
す激しいからである。すべて流路に準じて平行の堰を設け、しかも
これを低く作れば、その危害を防ぐに最適であろう。

川の中流にある島のような砂州は、水際が洗堀されて淀みのでき
たところが多い。

上流ヨリ脱落シ来レル大量ノ砂礫ハ川中彼此ノ所ニ流勢緩
 漫ヲナスニ隨ヒ自ラ留滞シテ新洲渚ノ生スルアリ新洲渚ノ
 生スルアレハ水流對岸ニ頃キ又又其岸辺ニ欠崩ヲ促スモノ
 ナリ。斯ノ如キ涯岸ヲ扞衛防禦センコト固ヨリ緊要ニシテ
 他日通船路ノ改良修治ト俱ニ施行アランヲ望ム
 「ゼンニウヅレ川及ヒ江川ノ如キ剛派川ノロニ堰ヲ設ケダ
 ルハ一モ水利ニ害ナシ且レ其堰ハ低クシテ嘗テ洪水散敷ノ
 餘地トスル容積ヲ奪ハザルカ爲ノ故ナリ。江川堰ノ如キハ
 兵藪築ノ法モ亦佳ナリ
 一千八百七十五年川島町ノ下流ニ設ケタル新堤防ハ大ニ害
 アリ右側ノ覺再堰防ノ如キハ最之ナリ。之ニ由テ末ル所ノ
 害ハ第一ニ吉野川高漲ノ時第十村堰壊ヲ諭エヘキ水ノ落勢
 ヲ熾ニナラシムルコト既ニ上ニ述フルカ如キモノアリ第二
 右堰防ノ後口ニ位スル村落ノ堰ノ破堤ノ危険ニ投スルマ其
 一例アリテ後未タ幾バクモ日ヲ経ス此事ノ明日ナル論ヲ俟
 タサルモノアリ。即チ本年六月二十八日ノ洪水ヲ以テ決堤
 破潰具害ヲ及ホス所獨リ家屋田地ニ止マラス人員若干ノ溺
 死アルニ至レリ。

水涯。水辺に同じ。みづきは

がいがん
 涯岸。みずきは。

かんがい
 扞衛。不せせまもるこく

論コ
 諭エキ。諭は諭の誤字。のりこすの意

上流より流下してくる大量の砂礫は、流勢の緩慢となるに従って
 川中のあちこちに滞留し、新しい洲渚を作る。新しい洲渚が生ずる
 と、水流は対岸に寄りまたその岸辺に陥没を促すことになる。この
 ような水際の保護は緊急のことであり、将来通船路の改修工事と
 もに施工することが望まれる。

善入寺川及び江川のように派川の川口に堰を設けるのは、少しも
 水利に害はない。このわけはその堰が低くて洪水時の余地となる河
 積を奪わないためである。江川堰の如きはその造築法もすぐれたも
 のである。

一八七五年（明治八年）に川島町の下流に造った新堤防は大いに
 害があり、右岸の覚田堤防に至っては最悪である。この堤防の害は、
 第一に吉野川の水位が上がった時、第十堰を越える水の勢いを強く
 することである。第二は、この堤防の後方の村々をしぼしば破堤の
 危機に陥れていることで、その一例は事後まだどれほど時間が
 たっていないく、この害は明白である。それは今年（明治十七年）の
 六月二十八日の洪水で、この堤防の破壊が及ぼす被害が、家屋・田
 畑にとどまらず人も何人かおぼれ死ぬことになった。

此堤防築設法ノ過失ヲ改正セント欲セハ覺町堤防下流ノ一端ヨリ上流ノ最狭隘所ヲ過キ數十間ノ堤防ヲ悉ク刻リ去テ平地トナスニ如カス。若シ斯ノ如ク之ヲ刻平スルハ則復タ洪水ノ来ル有ルモ漫々トシテ具勢ヲ他ニ減スルニ由リ此川ニ帶トスル僅數時間ノ非常騰湧ノ如キハ必ス過日ノ如ク其猛勢ヲ極メスシテ退クヤ疑ナシ。

且ツ又對岸井ノ内村堤防モ安全無害ノモノトナルベキノ利アリ

吉野川流尾洲嶼ノ地ハ概シテ堤防ヲ設ケズ其平地ノ高サ多クハ尋常低水上一向半乃至二向ニシテ尾ヨリモ尙高キ所モアルナリ毎年霖雨ノ季暫時此地ニ溢水アルモ其害極メテ少シ其故他ナシ吉野川ノ漲溢ハ連延ニケ日ヲ出デザルコト即之ナリ。故ニ曩ニ傍沓タル大雨ノ餘爰ニ汎溢ヲ来セシハ六月二十八日ノ朝ニシテ我坂東村ノ後口ニ聳ユル一峯ニ登リ伏シテ洲嶼ノ地ヲ望メハ眼界一面ノ溢水アルヲ見タリケリ。然ルニ六月三十日我撫養ノ地ヲ登シ洲嶼ヲ跋渉シテ徳島ニ至リシ時ハ其水既ニ已ニ退去セリ。堤防ナキ卑地ノ稻田ハ流水ヲ蒙リシ為稻ニ損害セラルル所モアリ其他又芻水

刻リ・除去する
刻平||けずり平にすること、
除去し平にすること、
片||とき

霖雨||ながあめ
漲溢||みなぎりあふれること
傍沓||大雨のふるさま
餘爰||のこりやハ
跋渉||各方面に歩くこと、
既ニ退ニ||既ニの意
卑地||低地

この堤防の設置の過失を改正するためには、覺町堤防下流の一端より、上流の最狭隘部を経て數十間まで、この堤防をことごとく削り取り平地とするのが一番である。もしこのように除去すれば、また洪水になっても、満々とした水の勢いを他に逃すことにより、この川の特徴たるわずか数時間の水位の非常な高騰を、最高に至らしめずに退けることは疑いない。また対岸の井ノ内村(上板町井ノ内)堤防も安全無害のものとなる。

吉野川の末流(旧吉野川)の洲渚の地は、一般に堤防を設けず、その平地の高さは、ほとんど普通の低水上の一間半から二間であって、これより高いところもある。毎年、雨季にはしばらくの間、この地に水があふれることもあるが、その被害は極めて少ない。そのわけは吉野川の洪水はせいせい二日を越えることがないからである。

先に豪雨の後、氾濫したのは六月二十八日の朝で、私は板東村の後にそびえる一峰に登って洲渚の地を望むと、視界一面に水があふれていたが、六月三十日には私は撫養をたつて川の中州を歩いて徳島に着いた時には、水はすでに引いてしまっていた。

堤防のない低地・水田は流水を被って少し被害を受けたところもあるが、これに反して藍葉はこのあふれた泥水のために得る利益は

ノ為ニ藍葉ト虽之ニ反シテ其益水ノ為ニ得ル所ノ利益少カ
 ラス何者則田圃ニ残留スル所ノ泥滓ハ肥料トナリ地味ヲシ
 テ一段膏腴ナラシムルカ為之ナリ
 吉野川沿岸ニハ此後苟モ熟練家ノ審査ヲ経ルニ非レハ断シ
 テ新堰ノ設置若クハ旧堰ノ増築ヲ許可セサルヲ以テ得策ト
 ス
 諸洲嶼ノ川岸ハ今已ニ石工ノ壁ヲ迎ラシ以テ之ヲ扞衛防禦
 スルノ術ヲ尽セリ。別宮川モ亦其状ヲ一ニスト虽他日之ニ
 改良ヲ加ヘンゴトヲ要ス其上流ノ部（別宮川中）ハ殊ニ然
 ルナリ

通船ノ便

吉野川ハ海ヨリ其上流ニ溯リ川口村、辺ニ至ル迄ニ十七里
 ノ間舟楫ノ通航ニ便ス、其航路悉ク艱難是レ硃磧沙灘ノ數
 限ナク且時々所ヲ変シテ定リナク加之ノミナラズ上流ニ最
 多シトスル急湍危巖アルヲ以テノ故ナリ
 其上流ニ溯リ能ク池田村ニ達スヘキ舟楫ノ大ナルハ載貨四

泥滓・ドロノ泥濁物
 膏腴 地味を肥えてゐる土地

迎ラシ・ 堰は堰の體字で、とりまくの意

舟楫・ 舟とかいを使用して水を漕ぎりものを運
 び、ヒキヤクが草
 硃磧沙灘・ 二、しが多、水深く舟行の危険
 キウタンギン 急湍危巖・ 急流で高く大きい石
 エンゴウ 舟楫・ 渡船、大船

少なくない。これは田地に残留する泥土が肥料となり、土地を一段
 と肥やすためである。

吉野川（旧吉野川）沿岸では、今後専門家の審査を得なければ決
 して新堤防の設置、または旧堤防の増築を許可しないことが得策で
 ある。

諸洲渚の川岸は今すでに、石造りの護岸をめぐらして防御策を施
 している。別宮川もまたその状態は同じであるが後日これを改良す
 る必要がある。別宮川の上流部は特に必要である。

通船の便

吉野川は、海より上流へさかのぼり、川口村（山城町川口）に至
 るまで一七里の間、船の通行に利用している。しかし航行はすべて
 困難である。その理由は、砂礫・砂州が数限りなくあり、また時ど
 きその流路を変え、そのうえ上流には多くの急流・巨岩があるから
 である。

上流にさかのぼり池田村（池田町池田）に達する大きい船舶は、